

「地域の縁がわ」「地域ふれあいホーム」 補助団体募集!

熊本県は、高齢者も、障がい者も、子どもも、子育てしている方も、みんなの笑顔が集まる場所“地域の縁がわ”や“地域ふれあいホーム”の整備等を支援します。

補助対象となる団体

民間団体（社会福祉法人、NPO 法人、地域福祉活動団体等）で、熊本県内に事務所を設置し、団体の定款や規約等を有することなどの条件を満たしている団体を対象としています。



補助対象となる事業

交付決定日から平成 31 年 2 月 28 日までに熊本県内で整備される施設の工事費、設備費で以下の項目に該当するもの

対象事業	対象経費	補助率・補助金額
子ども、高齢者、障がい者など対象者を限定することなく、誰もが集い支え合う地域の拠点「 <u>地域の縁がわ</u> 」の施設整備	新築・改修・増築等工事費等	<p>《地域の縁がわ登録がない小学校区の場合》 2/3 以内で、<u>100万円</u>まで (千円未満の端数は切り捨て)</p> <p>《既に地域の縁がわ登録のある小学校区の場合》 1/3 以内で、<u>50万円</u>まで</p>
地域の縁がわの機能を持ち、デイサービス（日中支援）とインフォーマルなお泊まり（夜間支援）のサービスを提供する拠点「 <u>地域ふれあいホーム</u> 」の施設整備	<p>(ア) 宿泊施設（宿泊居室ほか、浴室、洗面室、トイレ、リビング等含む）の新築・改修・増改築等工事費及び設備整備費</p> <p>(イ) 地域ふれあいホームにおけるスプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備（以下、「消防用設備」という）の設備整備費</p>	<p>《地域ふれあいホームの登録がない市町村の場合》 (ア) 2/3 以内と (イ) の合計で <u>250万円</u>まで (千円未満の端数は切り捨て) ※ただし、(イ) については、設備ごとに以下のとおり補助金額 (a) スプリンクラー設備 実際に要した経費以内で、<u>7,000円×㎡</u>まで (b) 自動火災報知設備 2/3 以内で <u>100万円</u>まで (c) 消防機関へ通報する火災報知設備 2/3 以内で <u>30万円</u>まで</p> <p>《地域ふれあいホームの登録がある市町村の場合》 (ア) 1/3 以内と (イ) の合計で <u>125万円</u>まで (千円未満の端数は切り捨て) ※ただし、(イ) については、設備ごとに以下のとおり (a) スプリンクラー設備 実際に要した経費以内で、<u>3,500円×㎡</u>まで (b) 自動火災報知設備 1/3 以内で <u>50万円</u>まで (c) 消防機関へ通報する火災報知設備 1/3 以内で <u>15万円</u>まで</p>

- ・申請しようとする施設所在地の小学校区における地域の縁がわ登録状況については、募集要項の別紙 1、または県の HP で確認をお願いします。
- ・地域ふれあいホームの登録状況については、募集要項の別紙 2、または県の HP で確認をお願いします。

事前相談

申請書類の提出前に事前相談を地域ごとに実施します。

申請を希望される団体は、**事前相談日の2日前（土日除く）までに、必ず事前相談の申込みをお願いします。**（事前相談日については、「募集要項 P5」5（3）を参照ください。）

事前相談では、事業内容の聞き取りや準備されている申請書類の確認等を行います。

その後、申請書類の提出をしていただくことになります。

※締切までに事前相談の申込みが間に合わなかった場合は、各地域の下記申込先にご相談ください。

その他

補助対象団体及び補助対象経費については、外部の有識者等で構成した審査会において、予算の範囲内で決定します。

なお、過去に当補助金の交付決定を受けたことがない施設が優先されます。

応募期限

平成 30 年 6 月 29 日（金）（郵送の場合も当日必着）

事前相談の申込み先、申請書の提出先、実績報告書の提出先

補助対象施設が熊本市以外にある場合→管轄する各広域本部福祉課

補助対象施設が熊本市内にある場合→健康福祉政策課地域支え合い支援室

補助対象施設の住所	申込先および提出先	住所・電話番号
荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村	県北広域本部 菊池地域振興局福祉課	〒861-1331 菊池市隈府 1272-10 TEL 0968-25-0689
宇土市、宇城市、美里町	県央広域本部 宇城地域振興局総務福祉課	〒869-0532 宇城市松橋町久具 400-1 TEL 0964-32-2416
御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	県央広域本部 上益城地域振興局福祉課	〒861-3206 御船町辺田見 396-1 TEL 096-282-0215
八代市、氷川町、水俣市、芦北町、津奈木町、人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村	県南広域本部 八代地域振興局福祉課	〒866-0811 八代市西片町 1660 TEL 0965-33-8756
天草市、上天草市、苓北町	天草広域本部 天草地域振興局福祉課	〒863-0013 天草市今釜新町 3530 TEL 0969-22-4241
熊本市	地域支え合い支援室 （県庁新館3階）	〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1 TEL 096-333-2201

※ 応募の前に、募集要項や Q&A で詳細を御確認ください。

募集要項等（申請書含む）は県ホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_11695.html

各広域本部、各地域振興局、県庁情報プラザ、くまもと県民交流館パレアにも置いてあります。

申請にあたっては、募集要項をよく読まれたうえでお申込みください。

↓地域の縁がわについてはこちらも御参照ください。

ホームページ「地域の縁がわ@くまもと」

http://www.pref.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=3&class_set_id=1&class_id=1237

地域の縁がわ

検索

地域福祉活動に取り組む団体を募集!

県では、平成 28 年 3 月に「第 3 期熊本県地域福祉支援計画」を策定し、県内各地域での地域福祉の取組みを推進しています。

地域福祉総合支援事業では、「第 3 期熊本県地域福祉支援計画」の推進に先駆的に取り組む団体を支援し、多様な福祉サービスが育つきかっけづくりを行うものです。



補助対象となる団体

地域福祉に取り組んでいる民間団体（社会福祉法人、NPO 法人、地域福祉活動団体等）で、熊本県内に事務所を設置し、団体の定款や規約等を有することなどの条件を満たす必要があります。

補助対象となる事業

「第 3 期熊本県地域福祉支援計画」の推進に寄与する、次に例示するような地域福祉活動事業を補助対象とします。（複数の事業を組み合わせることも可能です。）ただし、県内で実施する場合に限ります。また、継続事業にあつては補助開始から 3 年を限度とし、補助を行うか否かは毎年判断します。

①見守り活動

地域住民による声かけ、定期的な訪問、ジュニアヘルパー等の取組み

②配食・会食サービス

一人暮らしの高齢者等地域住民の安否確認や交流を目的とした配食・会食による仕組みづくり

③買い物支援事業

高齢者や障がい者・子育て中の母親など買い物等が困難な者あるいは困難な地区における移動販売や買い物代行等の仕組みづくり

④生涯現役社会を支えるための健康づくり事業

生涯現役をめざして健康を維持するため、介護予防・認知症予防のための健康教室や口腔ケア活動等の交流事業

⑤学びの縁がわ事業

高齢者や退職者等の力を活用した地域の子どもの学習支援や世代間交流等の取組み

⑥その他、「第 3 期熊本県地域福祉支援計画」の推進に寄与する先駆的又はモデル的な地域福祉活動

地域の縁がわ等における地域住民の先駆的な交流事業、啓発セミナー、ボランティアの養成、高齢者や障がい者などの生活支援、地域のニーズや課題に対応する地域福祉活動等

補助率・補助金額・対象経費

○対象経費の 3 分の 2 以内の額（千円未満の端数は切り捨て） **100 万円を限度**

○対象経費は、①賃金、②謝金、③旅費、④食糧費、⑤需用費、⑥役務費、⑦委託料、⑧使用料及び賃借料、⑨備品購入費（単価 3 万円以上、車両も可）の経費のうち、事業遂行上必要なものとして認められたものに限りま。

なお、団体の運営に要する経常的経費（家賃、光熱水費、団体の役員や職員の人件費等）は対象外とします。備品について、単価が 10 万円を超えるもの（車両を除く）は、補助対象外経費とします。

食糧費については、酒類代（調理用の料理酒は除く）、弁当代は対象外となります。

また、補助対象経費総額の半額を超える機材（備品）は対象外とします。

事前相談

申請書類の提出前に事前相談を地域ごとに実施します。

申請を希望される団体は、**事前相談日の2日前（土日除く）までに、必ず事前相談の申込み**をお願いします。（事前相談日については、「募集要項 P5」5（3）を参照ください。）

事前相談では、事業内容の聞き取りや準備されている申請書類の確認等を行います。

その後、申請書類の提出をしていただくことになります。

※締切までに事前相談の申し込みが間に合わなかった場合は、各地域の下記申込先にご相談ください。

その他

補助対象団体及び補助対象経費については、外部の有識者等で構成した審査会において、予算の範囲内で決定します。

なお、過去に当補助金の交付決定を受けたことがない施設が優先されます。

応募期限

平成 30 年 6 月 29 日（金）（郵送の場合も当日必着）

事前相談の申込み先、申請書の提出先、実績報告書の提出先

団体の住所が熊本市以外にある場合→管轄する各広域本部福祉課

団体の住所が熊本市内にある場合→健康福祉政策課地域支え合い支援室

団体の住所	申込先および提出先	住所・電話番号
荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村	県北広域本部 菊池地域振興局福祉課	〒861-1331 菊池市隈府 1272-10 TEL 0968-25-0689
宇土市、宇城市、美里町	県央広域本部 宇城地域振興局総務福祉課	〒869-0532 宇城市松橋町久具 400-1 TEL 0964-32-2416
御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	県央広域本部 上益城地域振興局福祉課	〒861-3206 御船町辺田見 3 9 6 - 1 TEL 096-282-0215
八代市、氷川町、水俣市、芦北町、津奈木町、人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村	県南広域本部 八代地域振興局福祉課	〒866-0811 八代市西片町 1660 TEL 0965-33-8756
天草市、上天草市、苓北町	天草広域本部 天草地域振興局福祉課	〒863-0013 天草市今釜新町 3530 TEL 0969-22-4241
熊本市	地域支え合い支援室 (県庁新館 3 階)	〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1 TEL 096-333-2201

※ 応募の前に、募集要項や Q&A で詳細を御確認ください。

募集要項等（申請書含む）は県ホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_11695.html

各広域本部、各地域振興局、県庁情報プラザ、くまもと県民交流館パレアにも置いてあります。

申請にあたっては、募集要項をよく読まれたうえでお申込みください。

第 3 期熊本県地域福祉支援計画は県ホームページのこちらからダウンロードできます。

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_19611.html

↓地域の縁がわについてはこちらも御参照ください。

ホームページ「地域の縁がわ@くまもと」

地域の縁がわ

検索

http://www.pref.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=3&class_set_id=1&class_id=1237